（借受書）

第七条　大臣等は、貸付物品の引渡しをするときは、当該物品の借受人から、次の各号に掲げる事項を記載した借受書を提出させなければならない。

一　借受物品の品名及び数量

二　借受期間

三　返納期日及び返納場所

四　貸付条件に従う旨

（貸付物品の亡失又は損傷）

第八条　大臣等は、借受人が貸付物品を亡失し、又は損傷した場合において、その亡失又は損傷が借受人の責に帰すべき理由によるものであるときは、借受人にその負担において補てんさせ、若しくは修理させ、又はその損害を弁償させなければならない。

（譲与）

第九条　大臣等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を譲与することができる。

一　デジタル庁の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真その他これらに準ずる物品を配布するとき。

二　教育のため必要な印刷物、写真、標本用物品その他これらに準ずる物品を地方公共団体その他適当と認められる者に譲与するとき。

三　研修若しくは試験又は委託に係る試験研究等のため必要な印刷物、写真、標本用物品その他これらに準ずる物品を、研修若しくは試験を受ける者又は委託に係る試験研究等を行う者に譲与するとき。

四　予算に定める交際費、報償費又は褒賞品費をもって購入した物品を記念、報償又は褒賞のため贈与するとき。

五　生活必需品、医薬品、衛生材料その他の救じゅつ品を災害による被害者その他の者で応急救助を要するものに対し譲与するとき。

（譲与の申請）

第十条　大臣等は、前条第二号、第三号又は第五号の規定による物品の譲与を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。ただし、大臣等が、その必要がないと認めるときは、申請者から申請書を徴しないことができる。

一　申請者の氏名（法人にあっては、その名称、法人番号及び代表者の氏名）及び住所

二　譲与を受けようとする物品の品名及び数量

三　譲与を必要とする理由

四　その他参考となる事項

（譲与の承認）

第十一条　大臣等は、前条の規定による譲与の申請書を受理したときは当該書類を審査し、譲与を承認する場合は次の各号に掲げる事項を記載した承認書を交付し、譲与を承認しない場合はその旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

一　譲与物品の品名及び数量

二　譲与目的

三　譲与期日及び引渡場所

四　譲与に際して条件を付する必要があると認めるときは、その条件

（受領書）

第十二条　大臣等は、物品を譲与するときは、当該物品の譲受人から次の各号に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、大臣等が、その必要がないと認めるときは、譲受人から受領書を徴しないことができる。

一　譲与物品の品名及び数量

二　譲与条件に従う旨

附　則

この庁令は、令和三年九月一日から施行する。

○デジタル庁令第六号

公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条から第九条までの規定を実施するため、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関するデジタル庁令を次のように定める。

令和三年九月一日　　内閣総理大臣　菅　　義偉

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関するデジタル庁令

（引受けの許可の申請）

第一条　内閣総理大臣の所管に属する公益信託（公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十二号）第一条第一項に規定する公益信託を除く。以下「公益信託」という。）の引受けについて、公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により内閣総理大臣の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　信託設定趣意書

二　信託行為の内容を示す書類

三　信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類

四　委託者となるべき者及び受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（以下「履歴書」という。）（委託者となるべき者又は受託者となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）

五　信託管理人を置く場合には、信託管理人となるべき者の履歴書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）及び就任承諾書

六　運営委員会その他の当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を置く場合には、その名称、構成員の数並びに構成員となるべき者の履歴書及び就任承諾書

七　引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書

八　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が特に必要と認める書類

（財産移転の報告）

第二条　公益信託の引受けを許可された受託者は、遅滞なく前条第三号の書類に記載された財産の移転を受け、その移転を終了した後一月以内に、これを証する書類を添えてその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（事業計画書及び収支予算書の届出）

第三条　受託者は、毎信託事務年度（信託事務年度の定めのない信託にあっては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。以下同じ。）開始前に、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　受託者は、前項の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、遅滞なくこれを内閣総理大臣に届け出なければならない。

（事業状況報告書等の提出）

第四条　受託者は、毎信託事務年度終了後三月以内に、次の各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　当該信託事務年度の事業状況報告書

二　当該信託事務年度の収支決算書

三　当該信託事務年度末の財産目録